

市民の皆様からいただいた「市長への手紙」に対する、回答の内容をまとめました。

対象となった市長への手紙 : 3件(ただし、匿名等で回答していない市長への手紙は除く。)
 うち回答済みの件数 : 3件
 うち回答作成中の件数 : 0件
 対象とならなかった市長への手紙 : 32件(匿名、回答不要、市政に直接関係のない内容のもの。)

回答したもの(受付年月 令和元年5月分)

対応状況凡例 : =手紙の内容に応じて対応済
 =手紙の内容を検討中
 x =手紙の内容に対応できない

NO.	種別	件名	要旨	対応		所管課
				内容	状況	
1	メール	島田市内放置自転車に対する規制見直しについて	<p>J R金谷駅周辺は、島田市自転車等の放置防止に関する条例および施行規則によると放置規制区域外の扱いとなっています。</p> <p>以前からJ R金谷駅前広場や金谷駅に向かう歩道やJ Rのガード下などに放置自転車が散見されていた。</p> <p>今回の長期ゴールデンウィーク前からのJ Rのガード下への放置自転車について、担当課に連絡して対応をお願いしたが、ゴールデンウィーク内、市は長期休業のため、放置自転車はそのままとなっていた。このため、行楽シーズンと重なり、安全上、衛生上、美環上好ましい状況ではなかった。</p> <p>これについて現規則では、放置規制区域外の放置自転車への対応には不備が考えられるため、規則の見直しをお願いします。</p> <p>1. 放置規制区域外においては、放置規制区域のように、定期的に見廻るしくみがないため、いつから放置しているか明確ではない。</p> <p>2. 施行規則第4条(放置規制区域における移動の命令)による移動の命令について、放置規制区域外には口頭又は警告札等の方法が記載されていない。</p> <p>3. 施行規則第6条(放置規制区域外における撤去に係る期間)の放置が確認された日から起算して7日間とあるが、上記1項、2項から確認日を確定するルールが不明確、撤去は誰がするのか。市が長期休業であれば対応不可と思われる。</p> <p>4. 市民の対応は、警察へ通報すればよいのか、土</p>	<p>御指摘のようにJ R金谷駅周辺は放置規制区域の指定はされていないため、定期的に見廻ることはしておりません。放置自転車と思われる連絡を受けた場合、市職員及び市委託シルバー人材センター職員が確認のため出向き、対応しているのが現状です。今回、様から連絡をいただいたJ Rガード下に置かれていた放置自転車については、当日中に確認札を貼り付け、貼付後7日間の経過を確認するための証拠写真を撮影し、注意喚起を実施いたしました。その後、金谷駅周辺を運行するバス運行会社にも確認しましたが、J Rガード下に関しては自転車の放置は見られなくなると伺っております。</p> <p>一方で金谷駅前広場では、様がおっしゃるように、駅の周辺に複数の自転車が置かれている状況が、4月中旬とゴールデンウィーク中と見受けられるようになったことから、5月以降、見回り活動を継続して実施しております。今後、現在実施している見回り活動による成果が見られない場合においては、金谷駅周辺の放置規制区域指定を検討してまいりたいと考えます。</p> <p>もとより、駅は観光客を含め大勢の方が行き来する玄関口であることから、注意喚起を徹底することや自転車利用者のマナー向上につながるよう、広報やホームページ等でも周知を図り、良好な生活環境の保存に努めてまいります。</p> <p>今回のように放置されている自転車を発見した際は、警察署での所有者、盗難届の有無確認の必要があるため、まずは市役所に御連絡くださるようお願い</p>		生活安心課 36-7144

			<p>地管理者へ連絡すればよいのか、市へ連絡すればよいのか不明である。 以上、いずれにしても管理された環境づくりのため、改善を希望します。</p>	<p>いたします。</p>		
2	手紙	戸籍謄本抄本等について	<p>初心者らしい方が最初に出て、時間に制限があるのでと理由を言ってもあまりはっきりした回答がなく、分からなかったらベテランと代わってほしい。 戸籍の方は大勢いらっしゃる所以对応は良いが、やはり新人教育が必要と思われます。 例えば私は新人ですので上司の方と代わっていただきます等、忙しい思いであっちこっちしているのでとても大変でした。 2階の所得証明の方は対応がスムーズでした。 3回出直してきました。 優しい音楽を流すのも長い時間の癒しになるのかなと思いました。 お茶はとてもおいしかったです。</p>	<p>ご指摘いただきました窓口の対応について、このたびは 様からいただきました証明書の申請について、十分な経験を積んでいない職員が対応したことで、予定通り手続きを済ませることができなかったこと、ベテラン職員がサポートに入れず配慮が欠けていましたことをお詫びいたします。 新規採用職員は採用時に一般的な事前研修を行い、各課に配属されますが、各課に配属された以降は、担当業務をこなしながら、それぞれの職員がおお客様への接遇を含め除々におお客様のニーズに応じた対応を覚えていきます。 また、お客様からの様々な質問にお答えできるだけの知識も日々習得をしていきます。 今後は、お客様に御迷惑を掛けないように、周囲の職員が新人職員の接遇等の状況を見て、適切に声かけをするなど、職員の指導に努めてまいります。 これからもお気づき点等ございましたら、御意見をお寄せください。 今回は御迷惑をおかけし、大変申し訳ありませんでした。</p>		市民課 36-7194
3	メール	学校統合の件について	<p>北中の統合の件です。 説明会での保護者の生の声をご存知でしょうか？ 教育長の言葉をご存知でしょうか？ 憤りしかありません。 詳しく伝えたら1000文字では足りません。 大きな物が動いているからよっぽど大きな事がない限り、2年後の統合は変わりませんとの言葉がありました。 子供達、親の心、それより大きな理由が他にあるのでしょうか？ 中学1年、小学校6年、5年、この3学年の当事者の意見、気持ちは全く聞かれないまま、具体的な心に沿った返答も対策もなく、期日ばかり先に決められるのは順番が逆だと思います。 意見のキャッチボール、納得出来る対策、そちらが先で、それには何年要するから何年後に統合でど</p>	<p>先日、令和元年5月21日に実施させていただいた「島田市立小中学校再編計画(案)」説明会では、保護者や地域の皆様から多くの御意見、御質問をいただきました。特に、北中学校と島田第一中学校の統合について、令和3年4月に再編するとお示したることにより、この年に高校受験を控える生徒や保護者の方は、大変な不安を持たれたことも承知しております。 一方で、生徒たちに切磋琢磨したり多様な考え方に触れたりする場、そして自分に合った部活動を選択できる環境を求める生徒や保護者も多くいます。 市としましては、保護者や地域の方々の様々な御意見等を踏まえ、皆様の不安が解消できるようカリキュラム等検討委員会の中で協議を重ねてまいりますので、御理解いただけますようお願い申し上げます。 また、令和元年6月14日には北中学校区の保護者</p>	x	教育総務課 36-7952

		<p>うでしょう、なら理解できます。 現場の先生達も大変な苦しい思いをしてくれています。</p> <p>2年後では時間が足りなく全く話にならない内容です、今聞いている内容は5年、10年先の話の内容しか中身がなく、親として子供をそこに埋もれさせ犠牲にたくありません。</p> <p>たった23人と言われましたが、統合の年に受験生の大事な23人の将来です。</p> <p>どうか、北中で卒業させてやって下さい。入学するより何年も前からその心づもりでいたならばともかく、入学してから聞く話ではありません。こうしている間にも時間は日々過ぎていきます。</p> <p>再検討、延期をお願いします。</p>	<p>や地域の方への説明会を予定しておりますので、御参加いただけましたら幸いです。</p>		
--	--	---	---	--	--